

酒田市立鳥海小学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 改訂版

1 目 的

本方針は、国において制定・策定された、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）及びいじめ防止基本方針（平成 25 年 10 月 11 日策定）、山形県いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの根絶に向け、実効ある対策を進め、未然防止や早期対応等、いじめの問題を克服していくために定めるものとする。

2 いじめの定義

①いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※留意点

- ア) けんかやふざけ合いであっても、児童生徒が苦痛を感じているか否かを判断する。
- イ) 好意で行った行為であっても、相手に苦痛を感じさせた場合は、いじめに該当する。

（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

②いじめの解消

ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること。（少なくとも 3 ヶ月以上）

イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒およびその保護者に確認する。

3 主な取り組み

① 未然防止の取り組み

- ア) 学校・家庭・地域における「いのちの教育」の推進
- イ) 子ども理解に基づくきめ細やかな教育の推進
- ウ) 学校教育全体を通した「道徳教育」の推進
- エ) 児童会活動等主体的な活動の推進
- オ) 教職員等の資質能力の向上「児童理解研修」「事例研修」等
- カ) 鳥海小 HP に「酒田市立鳥海小学校 いじめ防止基本方針」の掲載、いじめ防止の啓発

② 早期発見の取り組み

ア) 基本的な考え方

- i) 生徒指導の三機能を大切にした学級経営の推進
- ii) いじめ防止対策委員会による、いじめを見逃さない学校風土の醸成

イ) 具体的な取り組み

i) 情報共有の強化

- ・児童理解の時間設定（週 1 回：職員打ち合わせ）による情報共有
- ・いじめ早期発見のためのチェックリストの活用
- ・WEBQU で要支援群にあたる子どもの情報共有と分析、家庭との連携

ii) 相談しやすい環境づくり

- ・いじめ発見調査アンケートによる実態把握
- ・個人面談の実施

③ いじめ発生時の基本的な対応

ア) 基本的な流れ

いじめの認知に向けて日頃から実態把握に努めるとともに、認知した場合は、以下の対応を基本とする。

・正確な実態把握

- ↓ ・当事者、周囲の児童、保護者等から聞き取り記録する。
- ↓ ・会議録の作成、またはホワイトボードの記録を画像で残し、保存する。
- ↓ ・聞き取った事実を集約・整理し、全体像を把握する。
- ↓ ・いじめ防止対策委員会を招集する。

・指導方針及び体制の確認

- ↓ ・指導のねらいを明確にする。
- ↓ ・全教職員の共通理解を図る。
- ↓ ・対応する教職員の役割を明確にする。
- ↓ ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

・子どもへの指導・支援

- ↓ ・いじめられている子どもを徹底して守る。
- ↓ ・いじめた子どもへ「いじめは許されない」という毅然とした指導を行う。
- ↓ ・行為の内容によっては、教育委員会の指導を仰ぎながら警察等との連携を図る。

・保護者との連携

- ↓ ・指導方針を伝え、理解を求める。
- ↓ ・状況の推移について正確に伝える。
- ↓ ・当該児童の心の成長を促す指導を継続できるように連携を深める。

・事後の対応

- ・継続的な指導や見守り、情報共有をする。
- ・保護者、必要があればマスコミ等への対応を行う。

イ) いじめ発見時の緊急対応

いじめを発見した場合は、その場で速やかに指導する。いじめの通報があった場合、速やかにいじめ防止対策委員会を招集する。被害児童だけでなく、いじめを知らせた児童についても守り抜くことを第一に考え、事実確認を行う。

ウ) いじめと認知した場合の対応

保護者に対しては、迅速な対応が必要である。家庭訪問等により、事実関係を伝えるとともに、被害児童を絶対守ることや、いじめられている児童を日常的に全職員で見守ることを明確に伝える。被害児童に対しては、友人や家庭、地域と連携しながら、しっかりと寄り添って支える体制をつくるとともに、加害児童については、継続的な指導を通して「いじめは絶対に許さない」という意識を高めていく。必要に応じて、市教委や警察等の関係機関と連携を図り、対応する。

エ) 集団への働きかけ

いじめの加害者はもちろん、傍観者にならないよう、いじめを発見した場合の「知らせる勇気」を育てていく。また、いじめ等があった場合は、被害児童に配慮しつつ、自分の問題として考えさせる場面を設定し、学級全体でいじめは許さないという風土を創り上げていく。

オ) 継続した指導体制の確立

いじめの加害者、被害者だけでなく、関係する他の児童との関係修復を経て、好ましい集団に高まっていくことができるように、定期的に指導体制や指導方針の確認を行いながら、常に児童の心に寄り添った指導を心がける。

④ ネット上のいじめの対応

ア) ネット上のいじめの実態と現状についての理解

- i) 研修会への積極的な参加
- ii) 指導モデルカリキュラムや教員向けWebサイトの活用

イ) 未然防止の取り組み

- i) 外部機関との連携による学習会の実施
- ii) PTAと連携した取り組みの推進
- iii) 「インターネット上のいじめへの対応について」の活用

4 組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づく組織として、以下のとおりとする。

①いじめ防止対策委員会【常設】

- ・(管理職)、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当を基本とする。
- ・いじめの未然防止、早期発見に向けた校内の取り組みを推進する主体となる。
- ・「いじめ防止基本方針」の見直しを図る。
- ・いじめ事案が発生した場合は、事実確認とともに情報共有を行い、対応について協議する。

②ケース検討会議【臨時】

- ・（校内）管理職，教務主任，生徒指導担当，教育相談担当，養護教諭，担任
- ・（校外）事案に応じて関係者に依頼する。
- ・個別事案について対応を検討する。

③いじめ防止会議【定期】

- ・全職員が参加する。
- ・学期1回開催し、いじめ事案の情報共有と対応について協議する。
- ・学校いじめ防止基本方針をもとに、組織の役割や取り組みについて共有する。

④重大事態いじめ対策委員会【臨時】

- ・（校内）管理職，教務主任，生徒指導担当，教育相談担当，養護教諭，担任
- ・（校外）市教育委員会，警察，民生児童員，学校評議員，PTA会長，SC，SSW，児童相談所，こども未来課，医療等
- ・いじめ重大事態が発生した場合に校長が招集する。
- ・事案の情報共有と対応について協議する。
- ・外部と連携しながら事実を明確にし、調査や報告等の対応にあたる。

5 重大事態への対応

① 重大事態とは以下の場合とする。

- ア) いじめにより，当該児童の「生命・心身又は財産に重大に被害」が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童が自殺を図った場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ) いじめにより，当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

② 重大事態に対しては、以下の点を基本として対応する。

- ア) 事案に誠実に向き合い、いじめを受けた児童と保護者に対する支援を行う。
- イ) いじめを行った児童に対する指導と保護者に対する助言を行う。
- ウ) いじめの事案を学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を明確にする姿勢を持つ。
- エ) 調査は迅速かつ計画的に行い、記録・保存する。
- オ) 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。
- カ) SCや教育相談員等の協力を得ながら、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられることができるように支援する。
- キ) 事案によっては、マスコミ対応窓口を設置し、誠実な対応に努める。

- ③ 重大事態が発生した場合は酒田市教育員会に速やかに報告するとともに、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに酒田警察署に連絡する。

④ 重大事態の調査

ア) いじめ防止対策推進法第28条に基づき、重大事態が発生した場合は、速やかに調査を行うための組織を設置して対処する。(前述「4 組織」参照)

イ) アンケートの収集等初期調査を通して、事実関係を明確にするための調査を速やかに実施する。

i) いじめられた児童から聞き取り可能な場合

当該児童から十分な聞き取りを実施するとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を実施する。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

ii) いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

iii) 自殺の背景調査における留意事項

自殺が起こった場合は、その後の自殺防止に資するという観点から、その背景調査を実施する。なくなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止を講ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うようにする。調査を進めるにあたっては、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究者会議)を参考とする。

⑤ 調査結果の報告

ア) いじめをうけた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめがいつ行われ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか等)について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して説明する。

イ) 調査結果は、酒田市教育委員会を通して酒田市長に報告する。

6 いじめ防止に向けての年間指導・活動計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
職員会議等	◆職員会議で 共通理解 ・指導方針 ・指導計画等 ◆保護者への 広報周知 ・PTA総会 ・HP ・資料等配付	【常設】いじめ防止対策委員会の開催・児童理解 主任児童委員会 (月一回開催)	保護者面談 学校評議員会	◆いじめ防止会議 ・情報の共有 ・2学期の 計画等 事例研修会	通知表配付 保護者面談	鳥海の子を語る会
防止対策	学級開き・学級目標の作成 児童会スローガンの作成		学級活動での指導（県の資料等） Q-Uの分析 道徳強調週間	Q-U結果を活かした学級・授業づくり	エンカウンター・SSTの実施 道徳強調週間	計画的な異学年交流（1年生と遊ぼう、清掃、クラブ活動、自然体験学習、秋季大運動会等）
早期発見	◇心のアンケート	◇いじめアンケート	◇Q-Uアンケート ◇個別面談			

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
職員会議等	◆職員会議で 共通理解 ・学級経営や 生徒指導の 留意事項	【常設】いじめ防止対策委員会の開催・児童理解	保護者希望面談	◆いじめ防止 会議 ・情報の共有 ・3学期の計画	学校評議員会 民生児童委員会	◆職員会議で 共通理解 ・本年度のまとめ ・次年度の課題検討
防止対策	児童の主体性を生かした潤いのある活動・振り返りの場の設定 計画的な異学年交流（長縄大会、読み聞かせ等）		Q-Uの分析	Q-U結果を活かした学級・授業づくり 道徳強調週間 6年生を送る会・感謝の気持ちを伝える活動	エンカウンター・SSTの実施	
早期発見	◇心のアンケート	◇いじめアンケート	◇Q-Uアンケート ◇個別面談			